

# 武蔵野短期大学 学則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本学は、教育基本法・学校教育法及び児童福祉法の定めるところに従い、建学の精神「他者理解」に基づき、社会に寄与する主体性のある人材の育成を目的とする。

- (1) 幼児教育に関して実践的能力と深い愛情と使命感をもち信念をもって教育を行える幼稚園教諭を養成する。
- (2) 社会的使命感及び職業的自覚をもち、福祉に対して多様化しつつある社会的要請に精確に対応できる感覚と能力を備えた質の高い保育士を養成する。

### (点検評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について点検及び評価を行なうものとする。

- 2 前項の措置に加え、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。
- 4 認証評価に関し必要な事項は別に定める。

## 第2章 学科・学生及び修業年限

### (学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

幼児教育学科 入学定員 100人 総定員 200人

(保育士養成課程を含む)

### (学科の目的)

第4条 幼児教育学科の目的を次のように定める。

- 1 広い視野に立ち、自己の人生に深く思いを巡らし、社会に寄与する主体性のある人材を育成すること。

- 2 幼児教育者・保育者としての深い愛情と使命感を持ち、信念を持って教育にあたる幼稚園教諭・保育士の養成をすること。
- 3 知的学習と実践的学習の調和、統合の上に自ら学習し体得したものを幼稚園教諭・保育士として効果的に発揮できるような実践的・实际的教育を重視すること。
- 4 創意と工夫により幼児教育者・保育者としての職務を現場で十分に達成できるよう基礎的な研究能力と積極的な研究態度を身に付けさせること。

(修業年限及び在学年限)

- 第5条 本学の修業年限は2年とする。
- 2 学年は4年を超えて在学することはできない。

### 第3章 学年・学期及び休業日

(学 年)

- 第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

- 第7条 学年を次の2学期に分ける。
- |     |                  |
|-----|------------------|
| 前学期 | 4月1日から9月20日まで    |
| 後学期 | 9月21日から翌年3月31日まで |

(休業日)

- 第8条 休業日は次のとおりとする。
- |                                      |                  |
|--------------------------------------|------------------|
| 日曜日                                  |                  |
| 国民の祝日に関する法律（平成26年5月30日法律第43号）に規定する休日 |                  |
| 本学の開学記念日                             | 6月25日            |
| 夏期休業日                                | 8月1日から9月20日まで    |
| 冬期休業日                                | 12月28日から翌年1月4日まで |
| 学年末休業日                               | 3月20日から3月31日まで   |
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
  - 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第4章 入学・退学及び休学

### (入学の時期)

第9条 入学の時期は学年のはじめとする。

### (入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の課程を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) その他、本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

### (入学の出願)

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

### (入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

- 2 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）については別に定める。

### (入学手続き及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

### (再入学・転入学)

第14条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、

選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第16条 疾病その他止むを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者は学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第17条 休学の期間は1年を超えることができない。但し、特別の事由がある場合は、引き続きさらに2年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は第5条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第19条 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第5条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第17条第1項の休学期間を終了し、復学願等の手続きを行わない者、又は第17条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付せず納付期限を3ヶ月以上滞納した者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び授業日数)

- 第20条 授業科目を分けて基礎科目、専門科目とする。
- 2 授業科目、単位数等は別表の1・2のとおりとする。
  - 3 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週を原則とする。
  - 4 夏期休業日及び冬期休業日等の休業日に補講及び実習を行う場合がある。
  - 5 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)については別に定める。

(単位の計算方法)

- 第21条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて、45時間とし、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

- 第22条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学習の評価)

- 第23条 試験等の評価は、S・A・B・C・Fをもって表し、C以上を合格とする。  
評価の細部については別に定める評価に関する基準による。

(他大学等における授業科目の履修等)

- 第24条 教育上有益と認める時は、他の大学又は短期大学との協議により、その大学又は短期大学で学修することができる。
- 2 前項により履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
  - 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第24条の2 教育上有益と認める時は、学生が行う大学又は高等専門学校の専攻科における学修、文部科学大臣が別に定める学修、及び本学が特に認めた学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 本学が特に認めた学修により、本学における授業科目の履修とみなし、与え

ることができる単位は、指定保育士養成施設の教育課程における単位としては認めないものとする。

- 3 第1項により与えることのできる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

第25条 本学を卒業するためには、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を理解し達成でき、2年以上在学し、卒業に必要な62単位以上を取得した者とする。

(卒業認定・学位授与)

第26条 前条で所定の要件を満たした者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。
- 3 卒業を認定した者に対し、短期大学士（幼児教育学）の学位を授与する。
- 4 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）については別に定める。

(資格の取得)

第27条 本学において取得することができる免許状は次のとおりとする。

免許状の種類 幼稚園教諭二種免許状・保育士証

- 2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第20条の規定による取得単位の他に、別に定めるところによる所定の単位を取得しなければならない。
- 3 保育士証を取得しようとする者は、第20条の規定による取得単位の他に、別に定めるところによる所定の単位を取得しなければならない。
- 4 幼稚園教諭二種免許状と保育士証を併せて取得しようとする者は、第20条の規定による取得単位の他に、別に定めるところによる所定の単位を取得しなければならない。

## 第7章 検定料・入学金・授業料その他費用

(検定料等の金額)

第28条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は、別表のとおりとする。

\*第 27 条第 4 項に該当する者は、その他に実験実習費と同額を納入しなければならない。

(授業料の納入期)

第 29 条 授業料等は、次の 2 期に分けて前納しなければならない。特別の事情があると認められる者には延納を認めることがある。

前学期 納期 3 月末日

後学期 納期 9 月末日

2 その他の納付金については、別に定める。

(退学、除籍の場合の授業料及び停学の場合の授業料等)

第 30 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 31 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除し、当該免除分は月割をもって算出する。

(復学の場合の授業料等)

第 32 条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第 33 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの当該月までの授業料等を納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第 34 条 納付した検定料、入学金、授業料、教育充実費、実験実習費は原則として返還しない。但し、別に定める期日までに文書により入学辞退の申し出のあった者の授業料、教育充実費、実験実習費についてはこの限りでない。

## 第 8 章 教職員組織

(職員組織)

第 35 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員

- を置く。
- 2 前項に規定するもののほか学科長を置き、副学長を置くことができる。
  - 3 1項の規程にかかわらず、教育研究の組織編制上の適切性から准教授、助教又は助手は置かないことができる。
  - 4 1項の規程にかかわらず、講師は教育研究上の必要性がある時に置く。
  - 5 学長は、全学を統括し、校務全般に関する最終決定権を有する。
  - 6 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を司どる。
  - 7 学科長は学長、副学長を補佐する。
  - 8 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を存し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。加えて、大学全体の運営を偏らず、司どる責任能力を有するものとする。
  - 9 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を存し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
  - 10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
  - 11 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
  - 12 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
  - 13 事務職員、その他の職員に関する規程は、別に定める。
  - 14 本学に客員教授を置くことができる。客員教授は、特に学識経験の顕著な者、又は、教育研究上、特に業績のある者から選任する。
  - 15 本学に名誉教授を置くことができる。名誉教授については、別に定める。
  - 16 本学に名誉学長を置くことができる。名誉学長については、別に定める。

## 第9章 教授会

(教授会)

- 第36条 本学に教授会を置く。
- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。
    - 1) 学生の入学、卒業
    - 2) 学位の授与
    - 3) その他、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
  - 3 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学科長その他の組織の長（以

下この項において「学長等」という。)が司どる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 その他教授会に関する規程は、別に定める。

(教授会の構成)

第37条 教授会は学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

(その他)

第38条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

## 第10章 科目等履修生

(科目等履修生)

第39条 本学において特定の授業科目の履修を希望する者(以下「科目等履修生」という)があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第22条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

## 第11章 賞 罰

(表 彰)

第40条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰 則)

第41条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の1に該当する学生に対して行なう。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(改正)

第42条 本学則の変更は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、決定する。

附 則 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

2 昭和56年度から昭和57年度に、幼児教育学科の総定員は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

昭和56年度 150人

昭和57年度 300人

3 この学則は、昭和58年4月1日より施行する。

4 この学則は、昭和63年4月1日より施行する。

5 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

6 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

7 この学則は、平成3年4月1日から施行する。但し、第2章 学科・学生及び修業年限の項、第2条中の〔幼児教育学科〕の総定員は、平成3年度に限り250人とする。

8 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

9 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

10 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

11 この学則は、平成13年4月1日から施行する。但し、平成13年3月31日に在学している者については、従前の例による。

12 この学則は、平成14年4月1日から施行する。但し、平成14年3月31日に在学している者については、従前の例による。

13 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

14 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

15 この学則は、平成18年1月1日から施行する。

16 この学則は、平成19年4月1日から施行する。但し、27条（検定料等の金額）については、平成19年3月31日に在学している者は、従前の例による。

17 この学則は、平成22年4月1日から施行する。但し、平成22年3月31日に在学している者については、従前の例による。

18 この学則は、平成23年4月1日から施行する。但し、平成23年3月31

日に在学している者については、従前の例による。

- 19 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 20 この学則は、平成27年1月1日から施行する。
- 21 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 22 この学則は、平成28年4月1日から施行する。但し、第8条及び第27条を除き、平成28年3月31日に在学している者については、従前の例による。
- 23 この学則は、平成29年4月1日から施行する。但し、平成29年3月31日に在学している者については、従前の例による。
- 24 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 25 この学則は、平成31年4月1日から施行する。但し、第8条及び第27条を除き、平成31年3月31日に在学している者については、従前の例による。
- 26 この学則は、令和元年8月23日から施行する。
- 27 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 28 この学則は、令和4年4月1日から施行する。但し、令和4年3月31日に在学している者については、従前の例による。
- 29 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 30 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 31 この学則は、令和7年4月1日から施行する。但し、令和6年度に入学した者については、Communication English Skills<sup>1</sup>、Communication English Skills<sup>2</sup>を基礎科目（教養科目）の選択科目として履修することができる。
- 32 この学則は、令和8年4月1日より施行する。但し、令和8年3月31日まで在学している者については、従前の例による。

別表 1

## 基礎科目（教養科目）

授業科目の名称		配当 年次	単位数		授業 形態	備考	
			必修	選択			
文化	文学	1		2	講義	注 基礎科目の中から必修を含めて合計12 単位以上履修。（但し、文化・社会・ 科学の各分野よりそれぞれ1科目2単位 以上履修のこと。）	
	歴史学	1		2	講義		
	日本文化論	1		2	講義		
社会	現代社会論1（日本国憲法を含む）	1	2		講義		
	現代社会論2	1		2	講義		
	現代社会論3	2		2	講義		
科学	環境科学	1		2	講義		注 情報処理入門は、幼稚園教諭二種免許 状を取得しようとする者は必修科目と する。
	情報処理入門	1		2	講義		
	情報リテラシー	1		2	講義		
外国語	基礎英語1	1		2	演習		注 基礎英語1は、幼稚園教諭二種免許状並 びに保育士証を取得しようとする者 は、必修科目とする。
	基礎英語2	2		2	演習		
	Communication English Skills1	2		2	演習		
	Communication English Skills2	2		2	演習		
スポーツ	体育実技	1		1	実技	注 体育実技、体育理論は、幼稚園教諭二 種免許状並びに保育士証を取得しよう とする者は、必修科目とする。	
	体育理論	1		1	講義		
	こころとからだ	1		2	講義		
計			2	28			

別表 2

	授業科目の名称	配当 年次	単位数		授業 形態	備考	
			必修	選択			
技術、 領域、 指導 専門科目	幼児と健康	1		1	演習	注 専門科目の中から必修を含めて 合計50単位以上履修。	
	幼児と人間関係	1		1	演習		
	幼児と環境	1		1	演習		
	幼児と言葉	1		1	演習		
	幼児と表現	1		1	演習		注 幼稚園教諭二種免許状・保育士 証を取得して卒業するのに必要 な要件については、別に定め る。
	保育内容（健康）の指導法	1	1		演習		
	保育内容（人間関係）の指導法	1	1		演習		
	保育内容（環境）の指導法	1	1		演習		
	保育内容（言葉）の指導法	1	1		演習		
	保育内容（身体表現）の指導法	1	1		演習		
	保育内容（造形表現）の指導法	1	1		演習		
	保育内容（音楽表現）の指導法	1	1		演習		
	保育内容総論	2	1		演習		
	音楽表現Ⅰ	1	2		演習		
	音楽表現Ⅱ	2		2	演習		
	造形表現Ⅰ	1		2	演習		
	造形表現Ⅱ	2		2	演習		
	幼児音楽	2		2	演習		
	幼児美術	2		2	演習		
	幼児体育	2		2	演習		
保育指導論	1		2	講義			
児童文化	2		2	講義			
幼児 教育 専門 科目	教育原理	1	2		講義		
	保育者論	1	2		講義		
	教育社会学	1		2	講義		
	教育・保育の心理学	1	2		講義		
	特別支援教育概論(障害児保育を含む)	2		2	演習		

幼児教育専門科目	教育・保育課程論	2	2		講義		
	教育方法	2		2	講義		
	子どもの理解と援助	2		2	演習		
	教育相談	2		2	講義		
	幼児教育体験活動指導	1		1	講義		
	幼児教育体験活動	1		2	実習		
	教育実習指導	2		1	講義		
	教育実習	2		4	実習		
	教職・保育実践演習（幼稚園）	2	2		演習		
	専門科目	福祉専門科目	保育原理Ⅰ	1		2	講義
			保育原理Ⅱ	2		2	演習
			子ども家庭支援の心理学	2		2	講義
			子ども家庭福祉	2		2	講義
			社会福祉	1		2	講義
			子ども家庭支援論	2		2	講義
			社会的養護Ⅰ	1		2	講義
			社会的養護Ⅱ	2		1	演習
			子どもの保健	1		2	講義
		子どもの健康と安全	2		1	演習	
乳児保育Ⅰ		1		2	講義		
乳児保育Ⅱ		2		1	演習		
子どもの食と栄養		2		2	演習		
子育て支援		2		1	演習		
保育実習指導Ⅰ		1・2		2	演習		
保育実習Ⅰ		1・2		4	実習		
保育実習指導Ⅱ		2		1	演習		
保育実習Ⅱ		2		2	実習		
保育実習指導Ⅲ		2		1	演習		
保育実習Ⅲ	2		2	実習			

専 門 科 目	総 合 科 目	キャリア・ガイダンスⅠ	1	1		講義	
		キャリア・ガイダンスⅡ	1	1		講義	
		キャリア・ガイダンスⅢ	2	1		講義	
		キャリア・ガイダンスⅣ	2	1		講義	
		計		24	75		
		合 計		26	103		

資格取得必要単位数

専門科目	授業科目の名称	配当年次	卒業		幼免		保育士		幼免+保育士		授業形態	備考
			単位数		単位数		単位数		単位数			
			必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
技術、 領域、 指導専門科目	幼児と健康	1		1	○ 1		1		1		演習	注 卒業のみの者は、50単位以上取得
	幼児と人間関係	1		1	○ 1		1		1		演習	
	幼児と環境	1		1	○ 1		1		1		演習	注 幼稚園教諭二種免許状のみで卒業する者は、50単位以上取得
	幼児と言葉	1		1	○ 1		1		1		演習	
	幼児と表現	1		1	○ 1		1		1		演習	注 ○から12単位取得 □から4単位取得
	保育内容（健康）の指導法	1	1		○ 1		1		1		演習	
	保育内容（人間関係）の指導法	1	1		○ 1		1		1		演習	注 ●から保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱあるいは保育実習指導Ⅲ、保育実習Ⅲの組み合わせで3単位に加え必修6単位以上取得
	保育内容（環境）の指導法	1	1		○ 1		1		1		演習	
	保育内容（言葉）の指導法	1	1		○ 1		1		1		演習	注 ●から保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱあるいは保育実習指導Ⅲ、保育実習Ⅲの組み合わせで3単位に加え必修6単位以上取得
	保育内容（身体表現）の指導法	1	1			○ 1	1		1		演習	
	保育内容（造形表現）の指導法	1	1			○ 1	1		1		演習	注 ●から保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱあるいは保育実習指導Ⅲ、保育実習Ⅲの組み合わせで3単位に加え必修6単位以上取得
	保育内容（音楽表現）の指導法	1	1			○ 1	1		1		演習	
	保育内容総論	2	1		○ 1		1		1		演習	注 ●から保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱあるいは保育実習指導Ⅲ、保育実習Ⅲの組み合わせで3単位に加え必修6単位以上取得
	音楽表現Ⅰ	1	2			□ 2		● 2	● □ 2		演習	
	音楽表現Ⅱ	2		2				● 2		● 2	演習	注 ●から保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱあるいは保育実習指導Ⅲ、保育実習Ⅲの組み合わせで3単位に加え必修6単位以上取得
	造形表現Ⅰ	1		2		□ 2		● 2	● □ 2		演習	
	造形表現Ⅱ	2		2				● 2		● 2	演習	注 ●から保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱあるいは保育実習指導Ⅲ、保育実習Ⅲの組み合わせで3単位に加え必修6単位以上取得
	幼児音楽	2		2				● 2		● 2	演習	
	幼児美術	2		2				● 2		● 2	演習	注 ●から保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱあるいは保育実習指導Ⅲ、保育実習Ⅲの組み合わせで3単位に加え必修6単位以上取得
	幼児体育	2		2				● 2		● 2	演習	
保育指導論	1		2				● 2		● 2	講義	注 ●から保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱあるいは保育実習指導Ⅲ、保育実習Ⅲの組み合わせで3単位に加え必修6単位以上取得	
児童文化	2		2				● 2		● 2	講義		
幼児教育専門科目	教育原理	1	2		2		2		2		講義	注 ●から保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱあるいは保育実習指導Ⅲ、保育実習Ⅲの組み合わせで3単位に加え必修6単位以上取得
	保育者論	1	2		2		2		2		講義	
	教育社会学	1		2	2		● 2	● 2			講義	
	教育・保育の心理学	1	2		2		2		2		講義	
	特別支援教育概論（障害児保育を含む）	2		2	2		2		2		演習	
	教育・保育課程論	2	2		2		2		2		講義	
	教育方法	2		2	2				2		講義	
	子どもの理解と援助	2		2	2		2		2		演習	
	教育相談	2		2	2				2		講義	

幼児教育専門科目	幼児教育体験活動指導	1		1	<input type="checkbox"/> 1				<input type="checkbox"/> 1		講義
	幼児教育体験活動	1		2	<input type="checkbox"/> 2				<input type="checkbox"/> 2		実習
	教育実習指導	2		1	1				1		講義
	教育実習	2		4	4				4		実習
	教職・保育実践演習（幼稚園）	2	2		2		2		2		演習
福祉専門科目	保育原理Ⅰ	1		2			2		2		講義
	保育原理Ⅱ	2		2			● 2		● 2		演習
	子ども家庭支援の心理学	2		2			2		2		講義
	子ども家庭福祉	2		2			2		2		講義
	社会福祉	1		2			2		2		講義
	子ども家庭支援論	2		2			2		2		講義
	社会的養護Ⅰ	1		2			2		2		講義
	社会的養護Ⅱ	2		1			1		1		演習
	子どもの保健	1		2			2		2		講義
	子どもの健康と安全	2		1			1		1		演習
	乳児保育Ⅰ	1		2			2		2		講義
	乳児保育Ⅱ	2		1			1		1		演習
	子どもの食と栄養	2		2			2		2		演習
	子育て支援	2		1			1		1		演習
	保育実習指導Ⅰ	1・2		2			2		2		演習
	保育実習Ⅰ	1・2		4			4		4		実習
	保育実習指導Ⅱ	2		1			● 1		● 1		演習
	保育実習Ⅱ	2		2			● 2		● 2		実習
	保育実習指導Ⅲ	2		1			● 1		● 1		演習
	保育実習Ⅲ	2		2			● 2		● 2		実習
総合科目	キャリア・ガイダンスⅠ	1	1						1		講義
	キャリア・ガイダンスⅡ	1	1						1		講義
	キャリア・ガイダンスⅢ	2	1						1		講義
	キャリア・ガイダンスⅣ	2	1						1		講義
計			24	75	38	7	55	28	77	22	

## 学生納付金内訳表

(単位 円)

武蔵野短期大学 幼児教育学科	入学年度	入学金	授業料	教育充実費	実験実習費	合計	入学検定料
	令和8年度から	300,000	695,000	260,000	100,000	1,355,000	25,000 ※15,000

武蔵野短期大学 幼児教育学科	入学年度	入学金	授業料	施設費	実験実習費	合計	入学検定料
	令和7年度まで	300,000	600,000	180,000	100,000	1,180,000	25,000 ※15,000

## 備考1 (実験実習費について)

○実験実習費の内訳は以下の通りである。

- (1) 幼稚園教諭二種免許状に関わる実験実習費は50,000円とする。
- (2) 保育士資格に関わる実験実習費は50,000円とする。

## 備考2 (入学検定料について)

※大学入学共通テストの利用の場合には15,000円とする。

○内部進学者選抜の入学検定料については5,000円とする。

○ウェブ出願の入学検定料については以下の通りとする。

- (1) 特待生選抜・一般選抜入学試験の場合は5,000円とする。
- (2) 大学入学共通テストの利用の場合は2,000円とする

## 備考3 (2年次(2回目)の学生納付金について)

(2年次(2回目)の学生納付金について)

2年次(2回目)とは、単位不足により2年次を連続して2回続けて在学し、半期で卒業を目指す者であり、かつ卒業要件に不足している単位数が10単位未満である者である。その者は2年次を1回目の2年次と連続して継続した半期に限り、支払うべき学生納付金を以下のとおりに行うことができる。

(令和8年度以降入学生)

授業料 173,750円  
 教育充実費 65,000円  
 実験実習費 25,000円  
 合計 263,750円

(令和7年度以前入学生)

授業料 150,000円  
 施設費 45,000円  
 実験実習費 25,000円  
 合計 220,000円